

ごあいさつ

佐賀県農業協同組合
代表理事組合長

楠 泰誠



平素より組合員ならびに利用者の皆様には、JAさかの事業につきまして格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

まず、昨年度を振り返りますと、「さがびより」が全国最長の13年連続となる「特A」評価の獲得や麦の豊作、タマネギの出荷単価が例年にない高値で取引されるなどすばらしい販売実績を残すことができました。

当組合では、第六次3カ年計画の実践初年度として、「農業者応援事業」による園芸ハウスリース事業や新規畜舎の取得、地域の実情を踏まえた共乾施設の再編や国庫事業を活用した農業倉庫の再編整備、農業生産および組織基盤強化の維持・拡大、生産者の負担軽減などに取り組みました。

農業を取り巻く環境は、農畜産物の価格下落や農業資材・燃料の高騰による生産コストの上昇など厳しい状況が続いております。一方、国では、農業の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の見直しに向け、専門家を交えた検証・検討が進んでおります。JAグループでは、組合員の負担軽減や食料安全保障の強化に向け、農政活動に継続して取り組んでまいります。

最後に、今後も役職員一丸となり佐賀県農業発展のため取り組む所存ですので、倍旧のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年7月

1. 経営理念

J A さがは

- 組合員の営農とくらしを守ります。
- 「安全」「安心」「良質」な農畜産物を届けます。
- 人と地域に信頼される J A をめざします。

2. 経営方針

国際情勢の不安定化や急激な円安などで生産資材価格の高騰・高止まりが続き、生産現場では営農継続・安定生産に支障をきたしかねない危機的状況が生じており、営農継続・安定生産に向けた取り組みが急務となっています。

農業環境面では、コロナ禍を契機とした食料安全保障や食料自給率への関心が高まっており、国内農業生産の増大が検討されています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が継続されるなか、先行きについてはウィズコロナの新たな段階への移行が進み、景気が持ち直していくことが期待されており、特に、訪日外国人に対する水際対策の規制緩和により、「インバウンド消費」の回復も期待されています。

佐賀県では、県内初の輸出対応型の牛処理施設『佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI（かけはし）」』が整備され、牛肉の輸出促進などによる畜産業の振興が期待されています。

一方、自然災害が激甚化・頻発化しており、今後も自然災害への備えを万全にしていく必要があります。

加えて、高病原性鳥インフルエンザ等の重要家畜疾病の蔓延など、農業現場で発生した被害の復旧・復興に迅速に対応しうる体制づくりが必要となっています。

さらに世界では、ロシアによるウクライナ侵攻を皮切りに経済環境は世界的な規模で一変し、昨年来続いていたエネルギー価格の高騰にも拍車がかかり、製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ（サプライチェーン）に混乱が生じるなど、日本経済に大きな影響を与えています。

また、世界的な金融引き締め等が続くなか、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

J A の経営面においては、行政庁等による J A 監督視点の見直し（早期警戒制度の適用）により、将来予測値を含めた場所別・部門別での事業利益の確保（黒字化）が必要となっており、第六次 3 カ年計画に盛り込んでいる営農経済事業施設の再編・整備を含む経営改善策ならびに自己改革を着実に実践しなければなりません。

今後も様々な環境・情勢変化（社会・経済・農業等）に対応しうる『J A の組織基盤の強化と経営の健全化』を着実に実践することが重要となります。

令和 5 年度は「第六次 3 カ年計画（令和 4 年度～6 年度）」の中間年度となります。基本目標である『不断の自己改革』による“農業生産の拡大・農業者の所得増大・地域の活性化”に向けた取り組み具体策を本格的に実践し、農家組合員・地域住民の負託に応える J A を目指します。また、肥料・飼料・燃料等の高騰など、様々な環境・情勢の変化、課題等に対応しうる『持続可能な J A 経営基盤の確立』にむけ、次の事項を基本方針として取り組みます。

◇ 営農販売事業

地域農業を支える担い手の農業所得の増大と農業生産の維持・拡大を目的に、生産基盤強化と地域農業の担い手育成対策および販売力の強化に取り組みます。

営農経済センター・園芸センター・畜産総合センターを拠点とし、営農指導力・対応力強化をはかり、農業生産の維持・拡大に向けた農業振興策の実践に取り組みます。

集落営農組織や個別経営体など、担い手経営体の経営発展のため、「農業者応援事業」による支援を行います。

労働力確保に向けた支援および農業経営管理支援の普及・拡大に取り組みます。

需要や消費動向に対応した生産・販売方式の推進をはかり、ニーズに応じた品種別作物の振興により、農業所得増大に取り組みます。

営農施設（共同利用施設、農業倉庫、集荷・選果施設）の再配置・取得を進め、運営コストの削減と販売力の強化、物流の合理化等に取り組みます。

消費者へ安全・安心な農畜産物・商品を生産・供給するため、GAP（農業生産工程管理）の普及・拡大に取り組みます。

◇ 農業資材・物流事業

「農業者の所得増大」に向けた生産資材や農業機械の総合的なコスト低減に取り組みます。

肥料・農薬では、予約対策や大口購入条件の設定、省力・低価格BB肥料の開発・普及促進等によるコスト低減策の実施や堆肥等国内資源の有効活用によるコスト上昇の抑制に取り組みます。

営農資材では、仕入方法の改善（製造委託買取り・メーカー直接取引等）や品目規格の集約を実施します。

農業機械では、「農機重点型式」への需要結集、農機導入対策等によるコストの低減や新技術・スマート農業等の普及促進を実施します。

さらには、営農指導員・担い手関連部署と連携したTAC（経済事業渉外員）による総合的な担い手対応、農機センター・資材店舗の体制整備による組合員サービスの充実、物流の合理化・効率化による配送コストの上昇抑制などに取り組みます。

◇ 生活事業

生活関連では、正組合員の減少とそれに伴う准組合員比率の増加など組織基盤の変化に対応するため、組織活動の活性化や広報との連携による情報発信の強化などにより、“JAくらしの活動”の充実に取り組みます。

また、地域インフラとしての機能発揮のため、生活総合宅配事業の充実と利用者の利便性向上に取り組みます。

燃料関連では、多様化する事業環境や組合員・利用者ニーズへの対応を強化し、石油・ガス・電力の総合的なエネルギーサービスの提案を行います。

◇ 信用事業

少子高齢化に伴う人口減少に加え、日銀の低金利政策の不透明化に伴って、収益環境の更なる縮小が見込まれるなか、業務効率化をはかりつつ、デジタル技術の活用・非対面チャネルの一層の強化に取り組みます。

また、資産形成に向けた支援、相談機能の強化により、農業経営の安定化および地域の活性化に向けて取り組みます。

◇ 共済事業

組合員・利用者への近況確認（3Q活動）、および保障点検（あんしんチェック活動）により、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供に取り組みます。

また、自動車共済の保障の充実をはかり、交通事故発生から解決まで、契約者・利用者に寄り添い、安心と満足の提供に努めます。

さらに、共済契約に伴うコンプライアンスを遵守した指導・管理体制の強化と、共済担当職員の育成強化をはかり、サービスの向上に努めます。

◇ 対処すべき重要な課題

- ① 農業生産および組織基盤の維持・拡大対策の実践と次世代を担う生産者・担い手への対応強化

農業就業者の減少と合わせて耕作面積の減少・耕作放棄地の増加が見込まれるなか、農業生産基盤維持への取組強化をはかるとともに、次世代の地域農業をけん引する農業者の育成確保、中山間地における担い手の創出、JA出資型農業法人の設立検討を進めます。また、営農指導力・対応力強化では、デジタル化の進展に伴い、農家のスマートフォンへの営農情報や市況情報等の発信など、デジタルツールの普及促進に取り組みます。各種生産基盤強化対策では、「農業者応援事業」の継続実施や、ハウスリース事業や露地野菜の振興対策事業の継続実施など、生産者への各種支援に引き続き取り組みます。

- ② 社会・経済・農業環境の変化を見据えた生産・販売方式の推進

コロナ禍を契機とした食料安全保障や食料自給率向上への関心が高まるなか、消費者や実需者から選ばれる安全・安心・高品質な農産物の供給に取り組みます。生産者に有利となる品種等の作付振興や、収量・品質向上に向けた栽培技術の確立およびGAP（農業生産工程管理）の普及・拡大をはかるとともに、県産ブランドの浸透と更なるブランド価値の向上による販路拡大に取り組みます。

- ③ 総合的な生産コストの低減

国際情勢の不安定化や急激な円安などで生産資材価格の高騰・高止まりが続くなか、営農に必要な不可欠な資材の安定供給に取り組むとともに、肥料農薬の予約対策・大口購入条件の設定や営農資材での仕入方法の改

善、品目規格の集約、農業機械の重点型式および低価格・シンプル農機への結集など、様々な施策を通じて総合的な生産コストの抑制・低減に取り組めます。また、営農経済事業施設再編・整備による機能強化と生産者負担の軽減に取り組めます。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みにも繋がる堆肥などの国内資源の有効活用に向け行政等と連携して取り組めます。

④ 地域のくらし支援と地域活性化の取組強化

“JAくらしの活動”と連動した組織購買活動と生活指導事業により、生活関連品目の普及促進及び生活総合宅配事業の利用者拡大に取り組めます。また、エネルギーインフラ基盤の維持・強化として、JA-SSのシェア拡大と営農用石油類の安定供給に取り組めます。

信用・共済事業では、コロナ禍を契機とした非対面（Web・アプリ等）サービスの強化により、良質なサービスの提供、利便性の向上に取り組めます。

⑤ 総合事業の継続・『持続可能なJA経営基盤の確立』に向けた実践

新たな人事基本方針の策定により、高度専門化する事業や、組合員・利用者の期待に応えうる人材育成に取り組めます。また、本所・エリア間での連携・ガバナンス強化により、事務事故発生リスクの抑制や業務の合理化・効率化に取り組めます。さらに、第六次3カ年計画に盛り込んでいる経営改善策ならびに自己改革を着実に実践し、「持続可能なJA経営基盤の確立」に向けて取り組めます。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、地区、学識経験者からの選出とし、地区選出理事数は6地区の正組合員数に比例した理事数としています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 事業の概況（令和4年度）

第16期（令和4年度） 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◇ 全般的な概況

(1) 取り組みとその結果

国際情勢の緊迫化や急激な円安などで生産資材価格の高騰・高止まりが続いており、農業経営に深刻な影響をもたらしています。また、ウィズコロナへの移行が進むなかで景気を持ち直しやインバウンド消費の回復が期待されており、農業を取り巻く環境では食料安全保障・食料自給率への関心の高まりから国内農業生産の増大が検討されています。

このような情勢のなか、JAさがでは第六次3カ年計画の実践初年度として、『不断の自己改革』の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現と様々な環境・情勢の変化、課題に対応しうる『持続可能なJA経営基盤の確立』に向け取り組んでいます。

地域農業の維持拡大のため、法人化に向けた支援や担い手経営体への対応強化、さらには新規就農者の創出・次世代農家の育成確保および労働力支援による農家負担の軽減など、農業生産を支える人・組織づくりに取り組みました。また、生産基盤強化策として「農業者応援事業」を活用し園芸ハウスリース事業や畜舎の新規取得・リフォーム、和牛ET（採卵・受精卵移植）事業などの導入助成、新技術に対応できる人材育成に取り組みました。

販売事業の農産では、台風の影響により作況指数は「98」の「やや不良」となりましたが、「米の食味ランキング」においては「さがびより」が13年連続の「特A」評価を獲得しました。園芸では、「さが園芸生産 888 億円推進運動」の展開をはかり、施設園芸品目の拡大やたまねぎの安定出荷および産地形成に取り組みました。畜産では、販売促進として、佐賀牛CMのリニューアルやシンガポール、フィリピンで佐賀牛フェアを開催し、消費拡大に向けたPR活動と佐賀牛のブランディングに取り組みました。

購買事業では、総合的な生産コスト低減に取り組みました。飼料では配合飼料の高騰に伴い畜産酪農家の経営安定を目的とした特別対策を実施し、肥料農薬では早期購入メリットの設定や予約価格の引下げ、部会等組織を対象とした予約施策設定など予約結集の向上をはかり、満車直行、省力（軽量）・低コスト肥料の普及拡大等の推進により、生産コストが高騰するなかで一層の低コスト化に取り組みました。また、営農用資材ではJAグループ佐賀プライベートブランド資材の取り扱いや共同仕入品目の取扱拡大による価格低減に取り組み、農業機械においてはJAグループ佐賀で推奨する重点型式への結集をはかり生産コストの低減に取り組みました。生活資材では、地域のくらし支援を目的として生活インフラ機能を発揮し、佐賀県産品愛用運動品目および地産地消の消費拡大、食材宅配については、利用者の意見・要望などのニーズに対応した商品強化に取り組みました。

事業成果においては、麦の豊作による販売数量の増加や、たまねぎでの単価高、牛・豚相場の堅調な推移と出荷頭数の増加などから、販売品取扱高は計画を37億円上回る1,095億円となり、前年度実績からは76億円の増加となりました。購買事業では、飼料・肥料価格の高騰、農業機械の供給増加により、購買品供給高は計画を36億円上回る511億円となり、前年度実績からは46億円の増加となりました。信用事業では、個人貯金増強運動（プラチナ世代応援定期等）の取り組みにより、期末の貯金量は計画・前年度実績ともに上回る7,627億円となりました。共済事業では、複合渉外配置要員不足の影響を懸念しましたが、満期継続・解約防止等に取り組み、長期共済保有高は計画を30億円上回る1兆7,554億円となりました。

この結果、事業総利益は計画から10億97百万円上回る189億45百万円となりました。

これにより、事業管理費が施設関係を中心とした保守修繕の実施や消耗備品

の購入などから計画を超過しましたが、事業利益では計画を大きく上回る 12 億 31 百万円となりました。特別損益において、農業者応援事業への助成、遊休不稼働資産等の減損損失等を計上した結果、税金等を控除した当期剰余金は、7 億 62 百万円を計上しました。

(2) 事業の成果

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業利益	691	374	511	1,231
経常利益	1,375	1,029	1,120	1,783
当期剰余金	643	605	385	762
総資産	809,022	836,087	852,963	858,232
純資産	65,196	64,505	62,542	59,558
自己資本比率	15.29%	14.97%	14.85%	14.48%

5. 農業振興活動

◇ 食と農・食育への取り組み

当JAでは、消費者や子どもたちへ、農業体験を通して健全な食生活や、食に関する正しい知識を学習してもらい、農業およびJAへの関心と理解を深めてもらうような活動を行っています。

農業体験の内容は、幼稚園児や小学生を対象に、田植えから稲刈り、野菜の栽培・収穫など、一年を通じた学習となっています。

◇ 地産地消・安全安心な農畜産物の消費者への提供

地元で生産された、安全安心で新鮮な農畜産物を消費者に提供することにより、消費者と生産者の相互理解を深め、食農教育にもつながる活動を行っています。

① 農産物直売所の運営を行っています。

当JAの店舗としては現在6店舗を運営しています。そのほかにもAコープ店舗内などさまざまな形で、直売所運営に参加しています。

② 県内産農畜産物を使用した商品開発を行っています。

③ 豊かで健康的な食生活を推進し、将来を担う子どもたちへ、農業の大切さを理解してもらうため、田植えや稲刈等の食農体験を実施しています。また、JA女性部などによる、子ども達へのみそ造り教室を開催しています。

④ イベントによる啓発活動やふれあい活動、地元農畜産物の即売など農業への理解を深めてもらう活動を行っています。

◇ 農業者支援活動

農家・組合員や女性農業者への講習会、新規就農者向けセミナーなど、農業者への支援活動を行っています。

- ① 各作物部会単位での技術研修会・現地研修会の開催
- ② 女性部向けの営農と生活に関する講習会・セミナーの開催
- ③ 担い手農家支援の中古農機展示会の開催
- ④ 新規就農者向けセミナーの開催
- ⑤ 農業用廃プラスチック回収
- ⑥ 行政、生産者部会等と連携した、新規就農希望者の研修受け入れ
(トレーニングファーム)

◇ 地域密着型金融への取り組み

- ① 農業者等の経営支援の取り組み
 - ・ 農家の経営状況、生産状況の分析を通じて、経営や生産の課題把握、改善指導
- ② 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
 - ・ 担い手金融担当部署の拡充
 - ・ 担い手向け資金の開発
 - ・ アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等によるファンドの活用
 - ・ 担い手支援のためのファンドの創設 等
- ③ 担い手の経営のライフステージに応じた支援
 - ・ 国または地方公共団体との連携による農業施策の活用 等
- ④ 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み
 - ・ 負債整理資金の提供による償還負担の軽減 等

6. 地域貢献情報

○ 地域の皆様のために

当JAは、佐賀県全域を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております（※）。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

※物価高の影響拡大を踏まえた農業者・事業者等に対する資金繰り支援や相談窓口の設置などの対応をしています。

○ 組合員数、出資金の状況

(単位：人・団体、百万円)

	組合員数	出資金
正 組 合 員	35,719	16,836
准 組 合 員	50,658	4,292
処分未済持分	-	220
合 計	86,377	21,349

(1) 資金調達の状況

① 貯金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	560,874
地方公共団体等	80,896
そ の 他	120,982
合 計	762,753

② 貯金商品

- ・ 普通貯金
- ・ 決済用貯金
- ・ 貯蓄貯金
- ・ 当座貯金
- ・ 通知貯金
- ・ 定期貯金
- ・ 積立定期貯金
- ・ 定期積金
- ・ 財形貯金
- ・ 等

※ 貯金商品の詳細は 19 ページに記載しています。

(2) 資金供給の状況

① 貸出金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	171,890
地方公共団体等	3,743
そ の 他	3,580
合 計	179,213

② 制度融資取扱状況

- ・ 農業近代化資金
- ・ 農業経営基盤強化資金
- ・ 等

※ 制度融資資金の詳細については、本所金融部または各支所にお問い合わせください。

③ 融資商品

- ・ 住宅ローン
- ・ 教育ローン
- ・ カードローン
- ・ マイカーローン
- ・ アグリステップアップ資金
- ・ アグリマイティー資金
- ・ 等

※ 融資商品の詳細については 21, 22 ページに記載しています。

(3) 文化活動・社会貢献に関する事項

① 文化活動・社会貢献に関する事項

- ・ 「食と農」の教育・体験など地域活性化への取り組み
 - ・ 次代を担う子供たちが農業や食の大切さを学ぶ各体験学習開催
 - ・ 高齢者福祉活動への取り組み
 - ・ 女性部による手芸品など文化活動の実施
 - ・ 各農業関連、地域イベントなどへの協賛・後援
 - ・ 地域活動への参加
- ．．．．等

② 情報提供活動

- ・ J A広報誌（季楽里）の毎月発行
- ・ 准組合員向け広報誌「もぐっとさが」の発行
- ・ ホームページによる組合員、利用者等への農業・諸活動等の情報発信
- ・ 農業や食料に対する理解促進のためのテレビ、ラジオ、新聞等による情報発信
- ・ 家の光三誌、日本農業新聞の普及活動

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するために、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、職務権限表に基づき、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し、各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査

定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについては、事務手続を整備し、事故・

事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を構築して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため、各種の研修会を開催しています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、迅速な対応ができる体制を構築します。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

(1) JAの社会的責任と公共的使命の認識

JAの持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底をはかります。

(2) 組合員、地域住民のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に寄与します。

(3) 安全・安心な農畜産物の供給

安全・安心な農畜産物・商品を供給し、消費者の信頼に応えるよう努めます。

(4) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない公正な事業運営を遂行します。

(5) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(6) 透明性の高い組織風土の構築と対話の充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、JA内外とのコミュニケーションの充実をはかりつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風

土を構築します。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、常勤理事を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所に専門部署として「リスク管理部法務コンプライアンス対策課」を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

◇ 金融商品の勧誘方針

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくように努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適正な対応に努めます。

◇ 個人情報の取り扱い方針

〔個人情報保護方針〕

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 J A は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2) 利用目的

当 J A は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3) 適正取得

当 J A は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得します。

(4) 安全管理措置

当 J A は、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項に規定する、個人情報データベース等(保護法第 16 条第 1 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5) 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

(6) 第三者提供の制限

当 J A は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 J A は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 J A は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに

労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

(8) 開示・訂正・利用停止等

当 J A は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

(9) 質問・苦情窓口

当 J A は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(10) 継続的改善

当 J A は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当 J A 内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 J A の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当 J A は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当 J A は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

当JAの苦情等受付窓口

〔信用事業〕 (電話：0952-25-5370 月～金9時～17時)

〔共済事業〕 (電話：0952-25-5375 月～金9時～17時)

(2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

〔信用事業〕

東京弁護士会紛争解決センター	(電話：03-3581-0031)
第一東京弁護士会仲裁センター	(電話：03-3595-8588)
第二東京弁護士会仲裁センター	(電話：03-3581-2249)
福岡県弁護士会紛争解決センター	
天神弁護士センター	(電話：092-741-3208)
北九州法律相談センター	(電話：093-561-0360)
久留米法律相談センター	(電話：0942-30-0144)
鹿児島県弁護士会紛争解決センター	
(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。)	

ご利用の際は、(1)〔信用事業〕の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、福岡県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会を選定・利用する際には東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」を弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

〔共済事業〕

- ・(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)
(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)
- ・(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 (<https://www.jibai-adr.or.jp/>)
- ・(公財)日弁連交通事故相談センター (<https://www.n-tacc.or.jp/>)
- ・(公財)交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)
- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。また、(1)「共済事業」の窓口にお問い合わせください。

◇ 内部監査体制

当JAでは、被監査部門から独立した内部監査部署を設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善の勧告などを通じて業務運営の適切性の確保に努めています。

また、内部監査は、JA（本所・エリア・支所）およびグループ会社の全部門を対象とし、毎年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

なお、監査結果の概要は定期的に理事会に報告するとともに、特に重要な事項や緊急を要する事項については、直ちに代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、14.48%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	佐賀県農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	21,349百万円 (前年度 21,593百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

貯金商品一覧は 19, 20 ページに記載しています

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興をはかるための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資の申し込みや個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧は 21, 22 ページに記載しています

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

為替手数料は 22 ページに記載しています

◇ 国債・投資信託の窓口販売

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱いをしています。

また、お客さまの資産形成のお手伝いとして、一部の支所で、投資信託の窓口販売業務を行っています。

◇ サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

各種サービス一覧は 24 ページに記載しています

《貯金商品一覧表》

令和5年4月1日 現在

種 類	期 間	お預け入れ金額	特 色
当座貯金	出し入れ自由	1円以上	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に最適です。
普通貯金	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用できます。キャッシュカードと合わせて、サイフ代わりにご利用ください。
総合口座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金などの自動支払いや給与・年金などの自動受取り、さらに預入定期貯金の90%、最高300万円までの融資がご利用になれ、大変便利です。
決済用貯金	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用できますが利息がつきません。貯金保険制度により全額保護されます。
貯蓄貯金	出し入れ自由	1円以上	出し入れ自由、しかも預入残高に応じてよりお得な利率になる貯金です。普通貯金とのスウィングサービスをご利用いただけます。
納税準備貯金	入金自由	1円以上	税金納付のための貯金です。お引き出しは原則として納税時のみで、納税のためのお引き出しは非課税です。
JA教育資金贈与専用口座	貯金者が30歳に達した日などの一定の要件に該当した日	1円以上 1,500万円以下	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座で、原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。
スーパー定期貯金(単利)	1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5・7・10年	1円以上	有利な利率でお預かりします。1ヵ月超10年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
スーパー定期貯金(複利)	3・4・5・7・10年	1円以上	利息が6ヵ月ごとに複利で計算される有利な貯金です。3年超10年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大口定期貯金	1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5・7・10年	1,000万円以上	スーパー定期貯金と同様に期日指定方式もご利用いただけます。
期日指定定期貯金	最長預入期間3年 (据置1年)	1円以上 300万円未満	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヵ月前までに満期日をご指定いただければ必要なお引き出しができます。元金の一部(1万円以上)を引出すこともできますので、有利で便利にご利用いただけます。(個人のみ)
変動金利定期貯金	1・2・3年	1円以上	預け入れから半年毎に約定金利が変動する定期貯金です。期間3年の複利型は6ヵ月複利で運用する有利な定期貯金です。
据置定期貯金	最長預入期間5年 (据置6ヵ月)	1円以上 1,000万円未満	6ヵ月の据置期間経過後は、いつでも、何回でも一部支払いができる便利な定期貯金です。金利は預入期間に応じて、6段階の金利を適用し、6ヵ月複利で計算されますので大変有利です。
定期積金	6ヵ月以上 120ヵ月以下	1,000円以上	積立開始時の利回りを適用します。収穫体験割引クーポン付の「もぎたて」、年金受給者専用の「ゆとり定積」等が好評です。
積立式定期貯金	【満期型】 6ヵ月以上10年以内	1円以上	6ヵ月以上10年以内であれば、自由に満期日をご指定いただき、積立ができる貯金です。
	【エンドレス型】 無期限	1円以上	積立期間や満期日の指定を行わない積立貯金で、積立残高に応じた一部お支払もできます。また、途中で積立残高が0円になっても、あらたに口座開設することなく、ご自由に積立を再開することができる貯金です。
一般財形貯金	積立期間3年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。1口ごとの期日指定定期貯金として預け入れし、解約の申し入れがない限り最長預入期限に元利合計額で継続預入いたします。

種 類	期 間	お預け入れ 金額	特 色
財形年金 貯金	積立期間5年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形住宅と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。60歳以降のライフプランに最適な貯金です。
財形住宅 貯金	積立期間5年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形年金と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。マイホームを実現するための貯金です。
通知貯金	据置7日	5万円以上	7日間以上で短期の資金運用に最適です。お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
譲渡性貯金 (NCD)	定型方式 1・3・6ヵ月、 1・2・3・4・5年 期日指定方式 7日以上 5年未満	1,000万円 以上	大口資金の運用に最適で、譲渡することも可能です。
JA結婚子育て 資金贈与 専用口座	貯金者が50歳に達した 日など、一定の要件に該 当した日まで	1円以上 1,000万円 以下	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座で、原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り、払い戻しできます。

《貸出商品一覧表》

令和5年4月1日 現在

種 類	融資金額	融資期間	保 証	担 保	資金用途
住宅ローン	1億円以内	40年以内	農業信用基金協会等の保証、必要により個人保証	融資対象建物およびその土地	住宅の新築、住宅(中古・分譲・マンション等)の購入、土地の購入、住宅改築、他金融機関等からの借換
リフォームローン	1,000万円以内	15年以内	〃	原則不要	住宅の増改築、改装、補修等
教育ローン	1,000万円以内	15年以内	〃	不要	入学金、授業料、学費、下宿代等
マイカーローン	1,000万円以内	10年以内	〃	不要	自動車・オートバイの購入、諸経費等
がん先進医療ローン	300万円以内	7年以内	〃	不要	がん先進医療の治療費
多目的ローン	500万円以内	10年以内	〃	不要	生活に必要な資金
多目的ローン (三菱UFJニコス(株))	1,000万円以内	10年以内	三菱UFJニコス(株)	不要	生活に必要な資金
フリーローン	300万円以内	8年以内	(株)オリコ保証	不要	生活に必要な資金
カードローン	300万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	生活に必要な資金
JAカードローン (一般・住宅)	30万円・50万円・100万円以内	2年毎の更新	(株)ジャックスの保証	不要	生活に必要な資金
営農ローン	500万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	営農に必要な資金
営農貸越	営農貸越要項の契約極度額範囲内	1年毎の更新	個人保証	必要により不動産担保	営農・生活に必要な資金
一般資金	信用供与限度額の範囲内	25年以内	個人保証、必要により農業信用基金協会の保証	必要により不動産担保	特に定めない
不動産担保資金	信用供与限度額の範囲内	30年以内	個人保証又は、住宅融資保険	不動産担保	特に定めない
再生可能エネルギー資金	信用供与限度額の範囲内	17年以内	必要により個人保証	不動産担保、動産譲渡担保および債権譲渡担保	再生可能エネルギー対応関連事業資金
アグリマイティー資金	事業費の範囲内	20年以内	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	必要により不動産担保	地域農業および農村地域発展に資する設備資金又は、運転資金等
農機ハウスローン	1,800万円以内	10年以内	〃	不要	農業機械等の購入・整備に必要な資金、パイプハウス等の建設資金
事業性資金	信用供与限度額の範囲内	長期25年以内 短期1年以内	必要により個人保証	必要により不動産担保	事業に必要な資金

種類	融資金額	融資期間	保証	担保	資金用途
担い手応援ローン	3,000万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	農業生産に直結する運転資金
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金相当額	1年以内	〃	不要	農業生産に直結する運転資金
アグリステップアップ資金	事業費の範囲内	25年以内	〃	必要により不動産担保	地域農業および農村地域発展に資する設備資金又は、運転資金等
貯金担保貸付金	担保となる貯金の担保価額の範囲内	担保貯金の満期日以内	必要により個人保証	定期貯金又は定期積金	特に定めない
共済担保貸付金	共済契約の解約返戻金と満期共済金のいずれか低い額の80%以内	15年以内	必要により個人保証	共済契約	特に定めない
制度資金・公庫資金	制度資金・公庫資金の融資基準による				

《為替手数料》

	系統金融機関あて			系統金融機関以外の金融機関あて		
送金手数料 (送金小切手)	1件につき 440円			1件につき 660円		
振込手数料	電信扱い	3万円未満1件につき	440円	電信扱い	3万円未満1件につき	660円
		3万円以上1件につき	660円		3万円以上1件につき	880円
	文書扱い	3万円未満1件につき	440円	文書扱い	3万円未満1件につき	660円
		3万円以上1件につき	660円		3万円以上1件につき	880円
代金取立手数料						1,100円
その他手数料	送金・振込の組戻料		1通につき			880円
	取立手形組戻料		1通につき			880円
	取立手形店舗呈示料		1通につき			880円
	(ただし、880円を超える実費を要する場合は、その実費)					
	不渡手形返却料					880円

※手数料額は、消費税込の金額です。

《その他の手数料》

貯金・貸出金残高 証明書発行手数料	1枚につき	継続発行 330円 都度発行 550円
再発行手数料(通帳・証書)	1枚につき	1,100円
再発行手数料(ICキャッシュカード)	1枚につき	1,100円
融資証明書	1枚につき	11,000円
大口両替手数料 (別表1参照)	50枚まで	無料
	51枚以上枚数に応じて	220円～
大量硬貨入金手数料 (別表2参照)	500枚まで	無料
	501枚以上枚数に応じて	330円～

※手数料額は、消費税込の金額です。

大口両替手数料

令和 5 年 4 月 1 日現在

単位：円（税込）

両替の合計枚数	手数料
1 ～ 50 枚	無 料
51 ～ 200 枚	220
201 ～ 400 枚	440
401 ～ 600 枚	660
601 ～ 800 枚	880
801 ～ 1,000 枚	1,100
1,001 ～ 2,000 枚	1,650
以後、1,000 枚毎に 550 円加算	

1. 取扱枚数は両替前・両替後のいずれか多い方の枚数とします。
2. 同一金種の新券への両替は無料とします。
3. 金種指定によるお引き出しは、硬貨・紙幣の合計枚数とします。（但し、一万円券の枚数は含みません。）

（注）金種指定の払戻請求書が複数枚の場合は、全てのお引き出しで指定された金種の合計枚数を手数料計算の対象とします。

大量硬貨入金手数料

令和 2 年 1 月 6 日現在

単位：円（税込）

取扱枚数	手数料
1 ～ 500 枚	無 料
501 ～ 1,000 枚	330
1,001 ～ 2,000 枚	660
2,001 枚以上	990 1,000 枚毎に 330 円加算

1. 硬貨によるご入金・お振込み等のお取引で、硬貨の枚数に応じ手数料をいただきます。
2. 1日に複数回のお取引の場合や伝票・振込依頼票等を複数に分けてのお取引の場合は、合計枚数での手数料をいただきます。
3. 渉外係が店舗外でお預かりする場合も、同様のお取扱いとなります。

《各種サービス一覧表》

項 目	内 容
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金等のCD(現金自動支払機)ATM(現金自動預入・支払機)で、現金のお引き出し、残高照会ができます。 また、県内の信連・JAでは平日現金のお預入れやカードによる為替振込もできます。
給与受取サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定して頂いた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息が付きますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか税金、高校授業料、水道料など普通貯金(総合口座)から自動的にお支払いいたしますので、集金・払い込みの煩わしさがなくなります。
JAカード(クレジットカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスもうけられる便利なカードです。
総合振込サービス	お客様からのお支払いの振込データをCD等で送っていただくことにより、自動的にお振込みいたします。

【共済事業】

JA共済は組合員・利用者をはじめ、地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。人それぞれの人生設計にお応えできる安心を提供するため、JA共済では「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、皆さまの毎日の生活を生涯にわたり大きくサポートします。

ひと JAの「生命総合共済なないろデザイン」は、7つの“保障分野”を組み合わせ、人生におけるさまざまな不安を一生サポートいたします。

- 働き盛りの責任世代には、お手頃な共済掛金で大きな保障を得られ、ご家族をしっかりとお守りすることができる「定期生命共済」、一生涯の万一保障である「終身共済」があり、ライフサイクルに応じたさまざまな保障プランがあります。また、相続対策にも活用できる一時払プランもあります。
- 「医療共済」は、お客さまのご希望にあわせて、日帰り入院からまとまった一時金が受け取られ、手術はもちろん、がんの治療や先進医療など、もしものときの幅広い医療リスクに備えて保障内容を選ぶことができます。
- 「医療共済」のほかにも医療保障の分野には、がん保障に特化した「がん共済」、健康に不安のある方も加入しやすい「引受緩和型医療共済」があります。
- 「がん共済」は、上皮内がんや脳腫瘍など、幅広い「がん」の治療や「がん」診断時から再発・長期治療までしっかり保障します。
- 「介護共済」は、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障内容で、一生涯にわたって幅広い要介護状態を保障します。まとまった資金を活用する一時払プランもあります。

- 「生活障害共済」は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。また、収入の減少への備えに適した定期年金型、住宅の改修、歩行器具等の機材購入などに伴う支出の増加への備えに適した一時金型を選択できます。両プランへの加入も可能です。
- 「特定重度疾病共済」は、「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい炎」に罹患され、所定の状態に該当された際に共済金をお支払いするため、さまざまな費用に備えることができます。

いえ JAの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。

- 火災や盗難はもちろんのこと、地震、台風、大雪、豪雨による洪水など、さまざまな自然災害による損害を幅広く保障します。
- 掛け捨てではないため、満期時には満期共済金がお受け取りになれます。また、定期的に修理費共済金がお受け取りになれるプランもあります。
- 発生した火災や自然災害によってケガや死亡された場合、傷害共済金をお支払いします。また、火災や自然災害で発生する残存物の取りかたづけ費用や当面の生活に必要な費用等もお支払いします。

くるま JAの自動車共済は、わかりやすさと独自の割引制度や確かな保障、充実したサービスを提供します。

- 自動車共済「クルマスター」は、過失割合に関係なくご自身やご家族の損害をまとめて保障し、歩行中の事故、自損事故等もケアする傷害保障と、ご契約のお車で「他人を死傷させた」ときや、「他人の車やモノをこわした」ときに発生した損害賠償責任を保障する対人賠償・対物賠償（対物超過修理費用保障付）、ご自身のクルマの修理費用を幅広くカバーする車両保障（全損害担保）、車両諸費用保障特約の、3つの保障をパックにした充実の自動車保障です。さらにゴールド免許の方のためのお得な共済掛金や、新車割引などの割引制度があります。
- JAの自賠責共済とセットでご加入の場合に、対人賠償保障の共済掛金が割引になる自賠責共済セット割引や、農業用利用の貨物車の場合に、共済掛金が割引になる農業用貨物車割引もあります。
- 24時間・365日、フリーダイヤルで事故の受付やアドバイスを行うほか、県内ネットワーク体制の確立により、営業時間内の現場急行サービスも充実し、故障時の緊急修理やレッカー移動も24時間体制で実施しています。
- 自動車事故により、お車の修理が必要になったご契約者に対し、JA共済では佐賀県内30工場の指定工場を有しており、質の高いさまざまなサービスをご提供しています。

《長期共済（共済期間が5年以上の契約）の一覧表》 令和5年3月31日現在

終身共済	万一のとき、手厚い一時金を受け取れる一生涯の保障です。この一時金に加え、残されたご家族の収入保障として、年金をお受取りいただけます*。*家族収入保障特約を付加した場合。
一時払終身共済	一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保でき、死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。簡単な告知だけでお申込みいただけますので、お気軽にご加入いただけます。
予定利率変動型年金共済	確実に受け取れる安心に、増える楽しみをプラスした年金共済です。年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません*。*予定利率の推移によっては増加しない場合があります。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一のときのための保障です。満期時にはまとまった満期共済金をお受取りいただけます。定期的にとまとめた資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。
こども共済	お子さまの教育資金の備えと万一保障です。「貯蓄性」や「保障の充実性」など、ニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。「学資金」を効率的に準備したい方へおすすめの保障です。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で大きな保障を得られ、ご家族をしっかりとお守りすることができます。必要な期間だけ備えたい方のために、共済期間を様々なタイプからお選びいただけます。
がん共済	「生きる」を応援する、充実のがん保障です。がん診断時や、再発時・長期治療のとき、まとまった共済金を受け取ることができ、様々ながん治療を一生涯保障*いたします。*共済期間を終身とした場合。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金を受け取れる充実の医療保障です。健康で一時金のお支払いがなかった場合、健康祝金を受け取れるプランも選択できます。
引受緩和型終身共済	通院中の方や病歴がある方など、健康に不安のある方も簡単な告知でお申込みいただけのご加入しやすい、一生涯にわたる万一保障です。80歳までご加入いただけます。
引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけ、持病の悪化・再発もしっかり保障いたします。また、全額自己負担となる先進医療*にも備えられます。*先進医療保障ありを選択した場合。
介護共済	一生涯備えられる介護保障です。介護共済金（一時金）は、ご自宅の改修などの初期費用に役立てられます*。*「共済年金支払特約」の付加により年金方式でお受取りいただくことも可能です。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、不安の高まる高齢期も安心です。介護のリスクに備えながら相続対策もできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。公的な制度*に連動したわかりやすい保障です。*身体障害者手帳制度
特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障いたします。

認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害まで幅広く保障します。
建物更生共済	火災や盗難はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

- ※1 上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。
- ※2 上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。税務のお取り扱いについては、令和3年1月末現在の法令・通達・判例に基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。
- ※3 上記の共済のほかにも、みどり国民年金基金、確定拠出年金共済などがあります。

《短期共済（共済期間が5年未満の契約）の一覧表》 令和5年3月31日現在

自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障（人身傷害保障、傷害定額給付）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障します。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。
団体定期生命共済	団体の福利厚生制度として、万が一の死亡や後遺障害を保障します。
団体建物火災共済	団体の建物・動産の損害を総合保障します。

【農業関連事業】

管内の自然環境・立地条件や産地の特性を活かした地域農業の振興と消費者の皆様へ「安全・安心」で高品質な農畜産物をお届けすることにより、産地としての信頼性を高める作物(ブランド)づくりに努めています。

今後の地域農業を支える担い手・新規就農者や集落営農組織・農事組合法人などへの支援に取り組んでおり、総合事業を活かして営農指導と生産資材、販売部門が有機的に結びつくことにより「魅力ある農業」の実現をめざし、生産基盤づくりに努めています。

◇ 販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。県産農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所を開設し、消費者に直接、地元の農家が持ち寄った農産物の提供を行っています。

【農産物直売所】

さが風土館 季楽 直販本店	(TEL 0952-28-4151)
J A産直 うちの畑	(TEL 0942-85-8801)
J A産直 土の香 なべしま	(TEL 0952-31-5701)
J A産直 土の香 きんりゅう	(TEL 0952-98-3601)
多久農産物直売所たくさん館	(TEL 0952-75-8011)
J Aグリーンおぎ 良里味知	(TEL 0952-72-1155)
J Aグリーンみやき産直 よりみち	(TEL 0952-52-7311)

◇ 購買事業

J Aグリーンでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。また、専門的な資材だけでなく、家庭菜園向けの資材も取り揃えています。店舗によっては営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

【J Aグリーン】

J Aグリーン おぎ	(TEL 0952-72-1155)
J Aグリーン みやき	(TEL 0952-52-7311)
J Aグリーン かしま	(TEL 0954-63-2328)
J Aグリーン たけお	(TEL 0954-23-6145)
J Aグリーン しろいし	(TEL 0952-84-5565)

【生活関連事業】

組合員や地域住民のみなさまの「ゆたかな暮らし」をサポートするため、健康管理・高齢者福祉・食育など生活文化活動の充実に取り組む一方、魅力ある生活関連事業の展開とサービスの強化に取り組んでいます。

また、直販事業、資産管理、葬祭事業等にも積極的に取り組み、地域の活性化とともに、「魅力ある地域社会づくり」をめざしています。

【加工事業】

管内で採れる農畜産物等に付加価値を加え、J Aさかのオリジナル品として加工事業に取り組んでいます。

また、新商品の開発や徹底した品質保証・管理とともに、販売業務と連携し大消費地でのPRにも力を入れています。

農畜産物等の高品質な付加価値造成で、地域性を活かしたJ A直営の加工事業として積極的に取り組んでいます。

【総務管理部門】

今日の経済的・社会的環境の急速な変化やそれに伴う生活様式の多様化が進むなか、J Aらしい魅力ある事業の展開や活動を進めるため、全体的な企画機能の強化とシステムの整備による事業活動・事務の効率化に取り組んでいます。

また、各事業部門での広報に加え、全体的な広報活動を展開するため、広報活動体制を整備・強化し、広報誌をはじめ、マスメディアやインターネット（ホームページ）などを活用し、組合員・利用者等へ広く農業・JAに対する相互理解を深める活動を行っています。

一方、内部的には監事監査、内部監査を充実するとともに、役職員のコンプライアンス意識の向上やさまざまなリスクに対応可能な管理体制の構築をはかることで、経営の健全性を高め、社会的信用の確保に努めています。

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫および特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、

(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は、1,652億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で 4,627 億円となっています。